

# 平成29年第1回 富良野広域連合議会定例会報告

平成29年第1回富良野広域連合議会定例会が2月20日に開催され、連合長から行政執行方針が述べられたほか、補正予算案及び新年度予算案、人事案1件、報告1件が原案のとおり可決されました。

教育委員会委員の任命については、上林康政氏（南富良野町）の辞任に伴い、岩淵秀一氏（南富良野町教育委員会教育長）が任命されました。一般質問は一名で、酒井年夫議員（南富良野町）から「学校給食について」広域連合長に対して行われました。

閉会中の継続調査として、文教環境委員会から「学校給食について」の中間報告を受け、都市事例調査について決定しました。また、総務産業委員会から閉会中の継続調査として「公共牧場について」の事務調査を決定し閉会しました。

## 【平成28年度一般会計補正予算】

歳入歳出それぞれ3,433万9千円を減額

《歳入》

- ・市町村負担金 Δ3,662万円
- ・使用料及び手数料（農林業使用料ほか） 326万6千円
- ・財産収入（乾草売払収入ほか） 67万2千円
- ・諸収入（学校給食費の減、雑入の増ほか） 50万1千円
- ・連合債（消防水利施設整備事業） Δ350万円
- ・国庫支出金（農林業費用国庫補助金） 134万2千円

《歳出》

- ・議会費（議会費） Δ20万円
- ※委託料の減
- ・総務費（総務管理費） Δ23万5千円
- ※職員の給料、各種手当などの減
- ・衛生費（清掃費） Δ515万2千円
- ※工事費執行残、加工用材料費などの減
- ・農林業費（農業費） Δ636万6千円
- ※臨時作業員賃金、消耗器材などの減
- ・消防費（消防本部費） Δ126万1千円
- ※旅費、各種手当、共済費などの減

・消防費（常備消防費） Δ1,259万円

※委託料、共済費、各種負担金などの減

・消防費（非常備消防費） Δ276万8千円

※団員の旅費、各種負担金などの減

・消防費（消防施設費） Δ363万円

※工事費執行残、委託料、車両購入費などの減

・教育費（保健体育費） Δ310万7千円

※職員の給料、各種手当、燃料費などの減

・公債費（公債費） Δ140万6千円

※地方債償還利子の減

・災害復旧費（農林業施設災害復旧費） 237万6千円

※災害復旧工事費の増など

## 【平成29年度一般会計予算】

歳入歳出総額を23億3,325万円とする（前年度比7,601万9千円減）

内訳別表のとおり

《報告》

○報告第1号 専決処分報告について（平成28年度富良野広域連合一般会計補正予算第9号）  
・歳入歳出それぞれ77万3千円を

追加

・主な歳入（上富良野町負担金） 77万3千円

・主な歳出（車両修繕料） 77万3千円

※その他会議に付した案件

監査委員報告 例月出納検査結果報告（平成28年9月～12月分）  
平成28年度定期監査報告

■平成29年度富良野広域連合一般会計予算概要

歳入区分	歳入金額	歳出区分	歳出金額
分担金及び負担金	20億1,278万6千円	議会費	380万8千円
使用料及び手数料	2,070万7千円	総務費	5,654万5千円
財産収入	303万9千円	衛生費	2億3,848万4千円
寄附金	1千円	農林業費	6,896万1千円
繰越金	1千円	消防費	12億9,198万8千円
諸収入	2億1,936万4千円	教育費	4億5,464万1千円
連合債	6,910万円	公債費	1億9,534万3千円
国庫支出金	825万2千円	予備費	300万円
		災害復旧費	2,048万円
合計	23億3,325万円	合計	23億3,325万円

# 北海道水資源の保全に関する条例に基づく「水資源保全地域」に指定されました

北海道において、水資源の保全のため特に適正な土地利用の確保が必要であると認められた区域として、平成29年4月1日施行となり、指定区域内においては土地取引行為を行う場合は事前届出が必要になります。

水資源保全地域の指定区域は4区域となっており、次のとおりです。

- 1 中トマム地区（地下水）～取水地点から半径1kmの範囲にある国有地を除く土地  
面積：3,582,511㎡（十三線の沢川地区水資源保全地域との重複1,880,956㎡を含む。）
- 2 十三線の沢川地区（地表水）～取水地点の上流域にある国有地を除く土地  
面積：2,151,709㎡
- 3 山上農場の沢川地区（地表水）～取水地点の上流域にある国有地を除く土地  
面積：197,462㎡
- 4 上トマム地区（地表水）～取水地点の上流域にある国有地を除く土地  
面積：3,471,098㎡

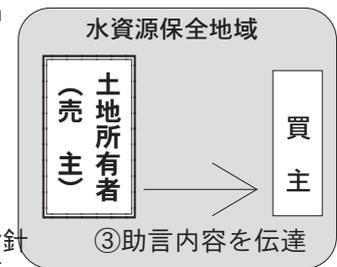
## 水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合は、3か月前までに届出が必要です

- ◆ 事前届出は権利譲渡者（売買の場合は売主）が行うものです。  
土地の所有権を移そうとする時は、契約締結の3か月前までに届出が必要です。
- ◆ 面積の基準はありません。  
所有権移転予定地の面積が小さくても、事前届出の対象となります。
- ◆ 届出先は、土地の所在する北海道上川総合振興局です。《道は、必要に応じて届出者（売主等）に助言を行います。》
- ◆ 助言を受けた方（売主等）には、権利譲受人（買主等）へ助言内容の伝達を行っていただきます。

①売買前に届出（3か月前）

北海道

②水資源保全指針等に沿って助言



※水資源保全地域は、北海道のホームページもしくは土地の所在地を管轄する北海道上川総合振興局で確認できます。

### <事前届出の必要な土地取引の形態>

- 売買 ○交換 ○営業譲渡 ○譲渡担保 ○代物弁済 ○現物出資 ○共有持分の譲渡
- 地上権・賃借権の設定・譲渡 ○予約完結権・買戻権等の譲渡 ○信託受益権の譲渡 ○地位譲渡
- 第三者のためにする契約

- ・事前届出をしなかった場合は、知事が勧告を行い、勧告の指示に従わない場合は、氏名等を公表します。
- ・取引の当事者が国・地方公共団体などの場合は、届出は必要ありません。

### <事前届出の手続きについて>

提出部数 事前届出書は、正本1通、副本2通

事前届出書に添付いただく書類

土地の位置を明らかにした地形図（道路地図等）、図面（住宅地図等、地番図等）など

届出窓口 上川総合振興局地域創生部地域政策課（旭川市永山6条19丁目） 電話0166-46-5917

事前届出書の様式は北海道のホームページからダウンロードできます。

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen.htm>

※水資源保全のため、占冠村の条例で規制及び許可を行う占冠村水道水源保護条例、占冠村地下水保全条例が、議会3月定例会で可決されましたので、次号以降で掲載し内容をお知らせします。

■お問い合わせ 企画商工課企画担当 電話56-2124